

平成 18 年 7 月 24 日

海上保安庁による海難発生時の負傷者に関する情報収集について (「社団法人日本医師会」及び「海上保安庁」の合意事項)

1 海上保安庁による情報収集の必要性について

海上保安庁は、「海上保安庁法」(昭和 23 年法律第 28 号)に基づき、海難の救助をその任務の一つとしており、巡視船艇・航空機による救助活動、管区海上保安本部・海上保安部等における対策本部の設置、自衛隊等関係機関との連携救助体制の構築などを迅速に行わなければならない。係る場合、海難の規模を速やかに特定することが必須の条件であり、海難船舶数、大きさ、死傷者数などが判明して初めて適切な救助活動が可能となる。

このため、海難発生時に負傷者が発生した場合においては、当庁の任務の一つである海難救助業務の一環として、負傷者に関する次の情報について速やかに情報収集を実施しなければならない。

- ① 死傷者の人定に関する情報(氏名、年齢、性別、住所)
- ② 負傷者の負傷の程度(負傷の状態、全治に要する期間、重軽傷の別)
- ③ 医療機関で死亡確認された場合は、死亡判定時刻及び負傷等の状況の概略

2 「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)との関係

前記情報収集については、適切な海難(人命)の救助の実施を目的とし、公共の安全を確保する観点から行うものであることから、同法第 23 条第 1 項第 4 号の「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」に該当するものと考えられる。

3 海上保安庁による医療機関からの情報収集の前提

(1) 医療機関

- ① 救急医療の提供を最優先とし、可能な範囲での対応とする。
- ② 電話での照会は、折り返し電話を基本とする。

(2) 海上保安庁

- ① 医療機関が救急医療の提供を最優先していることを十分認識する。

- ② 地域における防災訓練などで、普段から関係者と顔の見える関係作りを行う。

(3) 収集した情報の利用の限定

海上保安庁において収集した情報の利用方法は、以下に限定し、海上保安庁の責任において利用する。

- ① 適切な海難救助体制の構築のため
- ② 海難又は人身事故の防止及び救助業務の質の向上のため
- ③ 海難及び救助活動についての対外的（社会的）説明のため

4 情報収集の方法

下記のいずれかの方法によるものとし、可能な範囲で医療機関の希望する方法とする。

- ・ 電話又はファックスによる収集
（海保からの電話に対する医療機関からのコールバック）
- ・ 直接訪問による収集（証票又は身分証による身分の証明）
- ・ 電子メール による収集